

災害発生時等における青年団体との連携・協力に関する協定書

佐賀市北商工会青年部・佐賀市南商工会青年部・神埼市商工会青年部（以下「甲」、「乙」、「丙」という。）と一般社団法人佐賀青年会議所（以下「丁」という。）は、大規模災害時等における連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐賀県の県民協働に則り、平時及び災害時において、甲、乙、丙、及び丁が相互に連携・協力することにより、活動が円滑かつ効果的に行われ、もって被災者の避難生活支援と生活再建及び被災地の復旧・復興に寄与することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、災害対策基本法に基づく佐賀県災害対策本部が設置された場合の災害とする。ただし、これ以外の災害であっても、甲、乙、丙、及び丁が協議のうえ対象とすることができます。

（平時の連携・協力）

第3条 甲、乙、丙、及び丁は、平時から、次に掲げる事項について相互に連携・協力に努めるものとする。

- (1) 連携・協力強化のための連絡会議の開催
- (2) 県内におけるCSO等ボランティア団体の活動強化及びネットワークの強化
- (3) 災害時におけるボランティア全体と行政等の連携・協力体制の検討
- (4) 県内における受援力向上のための取組
- (5) その他目的達成のために必要な事項

（災害時の連携・協力）

第4条 甲、乙、丙、及び丁は、災害時において、発災発生後直ちに、次に掲げる事項について相互に連携・協力に努めるものとする。

- (1) 被災地の状況把握、情報の集約及び発信
- (2) 相互の被災状況の情報共有
- (3) 団体の垣根を越えた相互支援
- (4) その他目的達成のために必要な対応

2 甲、乙、丙、また丁は、青年団体の垣根を越えた相互支援、連携関係構築に努めるものとする。

(協議)

第5条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙、及び丁協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲、乙、丙、及び丁のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書を4部作製し、甲、乙、丙、丁が記名押印のうえ、各自1部を保有するものとする。

令和3年11月19日

甲 佐賀市北商工会青年部

部長

乙 佐賀市南商工会青年部

部長

丙 神埼市商工会青年部

部長

丁 一般社団法人佐賀青年会議所

理事長